

書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正案に関するパブリックコメントの結果について

令和7年3月18日
日本証券業協会

本協会では、書面交付のデジタル化対応に係る自主規制規則等の一部改正案について、令和7年1月14日から同年2月12日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（7件、4先）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
総論			
1	—	規則にそれぞれ異なる表記で「電磁的方法により」、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により」又は「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により」と使い分けしている根拠は何でしょうか。	各規則において、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」が複数回用いられる場合は、当該方法が最初に規定される条文において「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により」と定義しており、規則において二度目以降に当該方法が用いられる場合は単に「電磁的方法」としていません。 また、各規則において一度しか当該方法が用いられない場合には「電磁的方法」とは定義せずに「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」としていません。 なお、一部上記のとおり対応となっていない規定などがありましたので、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正案を一部追加・修正いたします。
書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則（別紙1）			
2	第5条第1項第1号	「承諾」には、「電子交付サービス」への申込みも含まれますか？	「『電子交付サービス』への申込み」の具体的な内容が定かではありませんが、協会員の提供する電子交付サービスへの申込みの際し、書面の電磁的方法による交付について「承諾」を行わないと手続きが完了しないのであれば、そのようなサービスを利用することも考えられます。
3	第5条第1項第2号	「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の第5条第1項にある顧客への告知の方法は、別途 JSDA 規則として制定される予定でしょうか。	別途規則として制定することは予定しておりません。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
4	第5条第1項第2号	「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」の第5条第1項にある顧客への告知の方法の一つとして、会社のウェブサイト上で開示も認めていただきたい。	書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則第5条第1項第2号による告知の方法について特段の制限はありませんが、同号の要件は顧客が認識しないうちに情報提供の方法が書面から電磁的方法に切り替えられるといった事態が生じることを防ぐために設けられており、同号による告知は顧客が告知内容を確実に認識することができる方法により行われるべきと考えられます。具体的な顧客への告知の方法は、それぞれの金融商品取引業者等の業務状況や顧客のデジタル・リテラシー等を踏まえ検討すべきと考えられますが、一般に、単にウェブサイト上において周知するのみでは、顧客が告知内容を確実に認識することができない可能性があるため、同号による告知が行われたとは認められないものと考えられます。なお、かかる考え方については、金融商品取引業等に関する内閣府令における告知の考え方と同様です。
5	第5条第1項第2号	一度、顧客に電磁的方法による提供を行う旨を告知した場合、その後、システム障害等予期しない事情の発生により書面による提供を継続する事になってても規則違反にはあたらないと考えて良いでしょうか。	直ちに規則違反に該当するものではないと考えられますが、金融商品取引業者等の恣意的な判断により交付の方法を変更することは望ましくないと考えられるため、ご指摘のシステム障害等の予期せぬ事情により電磁的方法による提供が行えない場合など、顧客に混乱を生じさせない範囲にとどめる必要があり、いかなる場合に書面交付が行われるかについては可能な限り顧客に対し事前に示すことが望ましいと考えられます。
6	第5条第2項	意見：改正第5条第2項について、現行第6条のままの規定とすべきである。 理由：改正の骨子の記載の通り、「顧客から承諾の撤回を受けた場合の対応について、現行第6条を削り、改正第5条第2項に移動することとする。（第5条第2項）」ということであれば、文言はそのまま移動して頂きたいです。 新文言では次の要素が抜けるため、移動前と同様の解釈でよいのか文言のみからは判然としません。 ・顧客が自身の意思で積極的に承諾したものを撤回するという要素	改正第5条第2項については、同様の内容を定めている金融商品取引業等に関する内閣府令等にあわせた規定としています。 なお、改正第5条第2項においても現行第6条と同様に、本協会の規則に定める書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて顧客が承諾した場合であっても、顧客から当該書面の交付又は受入れの請求があった場合には当該書面を交付し又は受け入れる必要があります。また、一度書面交付等の請求により書面の交付又は受入れに切り替えた顧客から再度改正第5条第1項第1号の承諾を得た場合には、電磁的方法による提供をし又は提供を受けることが可能になると考えられます。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>・再度承諾した場合の取扱い</p> <p>また、実務的に、当該旧規程の文言を参照した社内規程やマニュアル等に対する手当等を検証する負荷を考えると、単なる移動であれば文言の修正は無い方が、各社対応しやすいものと思料いたします。</p>	
株券等の貸借取引の取扱いに関する規則（別紙 15）、債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則（別紙 20）、債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則（別紙 22）			
7	株券等の貸借取引の取扱いに関する規則第 18 条、債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則第 16 条、債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則第 16 条	<p>別紙 22「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正では、取引相手方が協会員である場合は、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」に依らずに承諾や告知なしに電磁的方法で書面交付が可能と読めるが、別紙 15「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正及び別紙 20「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正ではそうになっていないのはなぜか。</p> <p>株券等貸借取引や債券等条件付き売買取引の取引先のうち協会員についても、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」によらずに電磁交付できることは可能か。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、協会員間の書面の交付等及び徴求等についてはお互いが合意する方法により行うことができる旨を「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」といいます。）に包括的に規定することといたしました。これに伴い、個々の規則において、取引相手方が協会員の場合に書面電磁的提供等規則によらずに書面の交付等を可能と規定していた「選択権付債券売買取引の取扱いに関する規則」及び「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」について、所要の修正をいたします。</p>

以上